

## 食育月間の実施について

平成十八年五月三十日（火）閣議  
内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）発言要旨

食育の推進については、昨年六月に食育基本法が成立し、これに基づき本年二月に食育推進基本計画を決定いたしました。この基本計画においては、食育基本法の成立時期などにかんがみて、食育推進運動を重点的に実施するための期間として毎年六月を食育月間と定めたところであり、これに従って、来る六月一日から三十日までの一ヶ月間、第一回となる食育月間を実施いたします。

近年の国民の食生活をめぐっては、栄養の偏りや不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加など様々な問題が生じております。このような状況に対応し、国民が健全な食生活を実践することができるよう、家庭、学校、地域等様々な分野において、国民運動として食育を推進していくことが必要です。

本年の食育月間においては、「みんなの毎日 朝ごはん」をキャッチフレーズに、広報啓発活動を展開することとしており、特に六月二十四日には、大阪府においてシンポジウムや展示会等を内容とする食育推進全国大会を開催いたします。

閣僚各位におかれましては、本月間の趣旨を踏まえ、一層の御協力をお願いいたします。